

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 札幌家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	岩 見 沢 支 部	室 蘭 支 部	苫 小 牧 支 部	小 樽 支 部	支 部	未 配 置 支 部 総 数	滝 川 支 部	浦 河 支 部	岩 内 支 部	支 部	支 部	支 部	出張 所 総 数	夕 張 出張 所	静 内 出張 所	出張 所	出張 所	出張 所
総 数			5752	4348	1151	210	223	481	237	0	209	85	39	85	0	0	0	44	3	41	0	0	0
家事 事件	家事事件総数		5733	4335	1146	209	221	479	237	0	208	84	39	85	0	0	0	44	3	41	0	0	0
	審 判	別表第1	930	680	187	51	48	39	49		58	24	3	31				5	1	4			
		別表第2	517	404	96	11	5	32	48		17	16	0	1				0	0	0			
		期日立会い	318	258	53	6	3	9	35		7	6	0	1				0	0	0			
	調 停	別表第2	2616	2009	488	85	75	250	78		90	22	34	34				29	1	28			
		期日立会い	2127	1681	363	66	64	170	63		68	17	22	29				15	1	14			
		別表第2以外	971	695	248	39	58	121	30		23	8	2	13				5	1	4			
		期日立会い	801	586	193	25	48	93	27		17	2	2	13				5	1	4			
	共 助		0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0				0	0	0			
	雑	保全処分	123	110	12	0	1	6	5		1	0	0	1				0	0	0			
		保全処分以外	576	437	115	23	34	31	27		19	14	0	5				5	0	5			
	人 事 訴 訟 事 件			19	13	5	1	2	2	0		1	1	0	0								
てん 補 状 況			(例) 1:本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2:〇〇支部/△△支部/調停別表第2以外/3件								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名						
											岩 見 沢 支 部	苫 小 牧 支 部	小 樽 支 部						本 庁	苫 小 牧 支 部			
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 札幌家庭裁判所

事件の種類 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	岩 見 沢 支 部	室 蘭 支 部	苦 小 牧 支 部	小 樽 支 部	支 部
総 数			1002	719	283	70	72	77	64	0
一 般	一 般 総 数		636	470	166	53	32	33	48	0
	観 護 措 置		149	113	36	10	6	9	11	
	在 宅	通常調査	464	343	121	41	24	21	35	
		簡易面接	2	2	0	0	0	0	0	
		書面照会	0	0	0	0	0	0	0	
	試 験 観 察		21	12	9	2	2	3	2	
交 通	交 通 総 数		347	232	115	16	40	43	16	0
	致死過失 傷失運等 転	観護措置	2	2	0	0	0	0	0	
		在 宅	166	120	46	3	20	17	6	
	道交等	観護措置	3	2	1	0	0	1	0	
		在 宅	176	108	68	13	20	25	10	
	試 験 観 察		0	0	0	0	0	0	0	
準少年・共助等			19	17	2	1	0	1	0	
てん補状況			(例) 1:本庁/〇〇支部/一般観護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件 1:本庁/小樽支部/一般観護措置/1件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び（無免許）危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 札幌家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	岩 見 沢 支 部	室 蘭 支 部	苫 小 牧 支 部	小 樽 支 部	支 部
家 事 事 件	82	50	32	12	3	4	13	
人 事 訴 訟 事 件	7	5	2	2	0	0	0	
少 年 事 件	20	8	12	2	3	5	2	

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 函館家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	支部	支部	支部	支部	支部	未 配置 支部 総数	江 差 支部	支部	支部	支部	支部	支部	出張 所 総 数	八 雲 出張 所	松 前 出張 所	出張 所	出張 所	出張 所
総 数			539	499	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	0	0	28	18	10	0	0	0
家事事件	家事事件総数		538	498	0	0	0	0	0	0	12	12	0	0	0	0	0	28	18	10	0	0	0
	審 判	別表第1	41	40	0						1	1						0	0	0			
		別表第2	11	11	0						0	0						0	0	0			
		期日立会い	4	4	0						0	0						0	0	0			
	調 停	別表第2	272	258	0						2	2						12	6	6			
		期日立会い	219	205	0						2	2						12	6	6			
		別表第2以外	135	122	0						5	5						8	6	2			
		期日立会い	115	103	0						4	4						8	6	2			
	共 助		1	0	0						0	0						1	0	1			
	雑	保全処分	4	4	0						0	0						0	0	0			
		保全処分以外	74	63	0						4	4						7	6	1			
人 事 訴 訟 事 件			1	1	0						0	0											
てん 補 状 況			(例) 1: 本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2: ○○支部／△△支部／調停別表第2以外／3件								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名						
											本庁											本庁	本庁
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(27 年)

(庁名) 函館家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			181	181	0	0	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		106	106	0	0	0	0	0	0
	観 護 措 置		20	20	0					
	在 宅	通常調査	78	78	0					
		簡易面接	0	0	0					
		書面照会	0	0	0					
	試 験 観 察		8	8	0					
交 通	交 通 総 数		73	73	0	0	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	2	2	0					
		在 宅	29	29	0					
	道交 等	観護措置	0	0	0					
		在 宅	41	41	0					
	試 験 観 察		1	1	0					
準少年・共助等			2	2	0					
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び(無免許)危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(27 年)

(庁名) 函館家庭裁判所

事件の種別	庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部				
				支 部 総 数	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件		11	11	0				
人 事 訴 訟 事 件		1	1	0				
少 年 事 件		0	0	0				

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 旭川家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所									
					配置 支部 総数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総 数	名 寄 支 部	紋 別 支 部	留 萌 支 部	稚 内 支 部	支 部	支 部	出張 所 総 数	深 川 出 張 所	富 良 野 出 張 所	中 頓 別 出 張 所	天 塩 出 張 所	出 張 所		
総 数			918	640	0	0	0	0	0	0	191	36	51	85	19	0	0	87	42	27	14	4	0		
家 事 事 件	家事事件総数		912	634	0	0	0	0	0	0	191	36	51	85	19	0	0	87	42	27	14	4	0		
	審 判	別表第1	153	78	0						36	11	1	19	5			39	16	8	14	1			
		別表第2	72	63	0						8	4	0	4	0			1	1	0	0	0			
		期日立会い	40	36	0						4	0	0	4	0			0	0	0	0	0			
	調 停	別表第2	394	293	0						81	8	18	48	7			20	8	9	0	3			
		期日立会い	323	237	0						68	7	18	38	5			18	8	7	0	3			
		別表第2以外	184	138	0						33	4	18	8	3			13	10	3	0	0			
		期日立会い	158	114	0						33	4	18	8	3			11	8	3	0	0			
	共 助		0	0	0						0	0	0	0	0			0	0	0	0	0			
	雑	保全処分	6	5	0						1	0	0	1	0			0	0	0	0	0			
		保全処分以外	103	57	0						32	9	14	5	4			14	7	7	0	0			
人 事 訴 訟 事 件			6	6	0						0	0	0	0	0										
てん 補 状 況			(例) 1: 本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2: ○○支部／△△支部／調停別表第2以外／3件								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名								
											本 庁	本 庁	本 庁	本 庁					本 庁	本 庁	本 庁	本 庁			
備 考																									

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 旭川家庭裁判所

事件の種類 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			191	191	0	0	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		126	126	0	0	0	0	0	0
	観 護 措 置		26	26	0					
	在 宅	通常調査	97	97	0					
		簡易面接	0	0	0					
		書面照会	0	0	0					
	試 験 観 察		3	3	0					
交 通	交 通 総 数		64	64	0	0	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	1	1	0					
		在 宅	16	16	0					
	道 交 等	観護措置	1	1	0					
		在 宅	46	46	0					
	試 験 観 察		0	0	0					
準少年・共助等			1	1	0					
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 旭川家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	名 寄 支 部	紋 別 支 部	留 萌 支 部	稚 内 支 部	支 部
家 事 事 件	12	12	0	0	0	0	0	
人 事 訴 訟 事 件	3	3	0	0	0	0	0	
少 年 事 件	4	4	0					

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 釧路家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	帯 広 支部	北 見 支部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	根 室 支 部	網 走 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	標 津 出 張 所	本 別 出 張 所	遠 軽 出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			1277	458	611	300	311	0	0	0	90	38	52	0	0	0	0	118	83	11	24	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		1273	458	609	300	309	0	0	0	88	36	52	0	0	0	0	118	83	11	24	0	0
	審 判	別表第1	297	165	107	56	51				13	2	11					12	5	6	1		
		別表第2	45	21	20	5	15				0	0	0					4	1	3	0		
		期日立会い	22	12	10	0	10				0	0	0					0	0	0	0		
	調 停	別表第2	526	139	281	134	147				46	31	15					60	50	0	10		
		期日立会い	396	104	213	94	119				34	19	15					45	40	0	5		
		別表第2以外	235	86	93	45	48				21	1	20					35	24	2	9		
		期日立会い	187	64	75	36	39				17	0	17					31	21	1	9		
	共 助		0	0	0	0	0				0	0	0					0	0	0	0		
	雑	保全処分	6	5	1	0	1				0	0	0					0	0	0	0		
		保全処分以外	164	42	107	60	47				8	2	6					7	3	0	4		
	人 事 訴 訟 事 件			4	0	2	0	2				2	2	0									
てん 補 状 況			なし								てん補を実施した庁名							てん補を実施した庁名					
											本 庁	北 見								本 庁	帯 広	北 見	
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 釧路家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	帯 広 支 部	北 見 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			253	131	122	71	51	0	0	0
一 般	一 般 総 数		144	79	65	44	21	0	0	0
	観 護 措 置		33	15	18	13	5			
	在 宅	通常調査	107	60	47	31	16			
		簡易面接	0	0	0	0	0			
		書面照会	0	0	0	0	0			
	試 験 観 察		4	4	0	0	0			
交 通	交 通 総 数		106	51	55	26	29	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	0	0	0	0	0			
		在 宅	35	20	15	7	8			
	道 交 等	観護措置	0	0	0	0	0			
		在 宅	71	31	40	19	21			
	試 験 観 察		0	0	0	0	0			
準少年・共助等			3	1	2	1	1			
てん補状況			本庁/帯広支部/一般観護措置事件/1件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 釧路家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	帯 広 支 部	北 見 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	71	37	34	4	30			
人 事 訴 訟 事 件	2	0	2	0	2			
少 年 事 件	4	1	3	3	0			

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。